

I 外資による拠点設立の方法

A：法人格としては日本企業のまま駐在員事務所または支店を開設する方法

- ① 駐在員事務所（営業活動不可）
- ② 支店（設立できるのは銀行等のみ）

B：「外商投資企業」と呼ばれる現地法人を中国に設立する方法

- ① 合弁会社（中国企業とのJV）
- ② 合作会社（契約で利益配当率を規定）
- ③ 独資会社（100%外国資本）
- ④ 外商投資株式会社（株式会社形態）

II 駐在員事務所と支店

駐在員事務所（外国企業代表機構）

2004年に設立手続が簡略化され、多くの業界（メーカー、貿易、コンサルタント、貨物運送代理、広告、リース等）について、審査認可機関による認可が不要。

⇒基本的に工商行政管理局における登記手続のみで設立が可能

（一部業種（金融業、保険業等）については、審査認可機関による認可手続が必要。）

外国企業代表機構の業務の範囲：

中国国内において直接営業にかかわらない活動に従事し、その企業を代表して、その取扱範囲内の業務連絡、製品の紹介、市場調査、技術交流などの業務活動を行うことのみを認めている。（「外国企業の在中国常駐代表事務所の審査認可及び管理に関する実施細則」4条）

営業的な活動を行うことは違法。

従業員の雇用は、中国政府の指定する外事サービス部門または労働部門を通さなければならない。常駐代表機構の名称、代表の人数、業務範囲、駐在機関等の登記事項については、「外国企業常駐代表機構登記管理規則」に規定がある。

尚、常駐代表機構登記管理強化の通達（別資料 中国ビジネス法務 Q&A）

～営業活動に従事していることが判明した場合、違法経営として処罰等。

支店

中国会社法において基本原則を規定し、具体的な審査認可ルールの作成を国務院に委ねる（会社法193条2項）。

2008年現在、国務院は外資銀行管理条例及び外資保険会社管理条例を公布

⇒外国の銀行と保険会社の支店設立は可能。

その他の分野については、審査認可に関する国務院の規則が制定されておらず、支店設立は事実上認められていない。

Ⅲ 合併会社

意義と根拠法

外国企業による中国への直接投資のうち、従前最も一般的な形態。

b u t 今は独資会社が多い。(2006年に新規設立された外商投資会社の7割以上が独資会社。)

①中国国内企業、会社ないしその他の経済組織と②外国企業、会社ないしその他の経済組織の共同出資により設立された有限責任会社。

有限責任：外国側及び中国出資当事者共に自ら払込みを引き受けた出資額の範囲内でのみ損失の負担を負う（合併企業法4条及び合併企業法实施条例16条）。

規定：

中外合併企業法（「合併企業法」）（全16条）が、合併会社の趣旨、要件、組織構造等についての大枠が定めるが、具体的な設立の条件及び手続、組織機構、経営、解散・清算等の事項に関する詳細は、同法の実施細則である中外合併企業法实施条例（「合併企業实施条例」）に委ねられる。この他、合併会社の合併期間に関する暫定規定等、合併会社に関する規定ないし通知等の法規が、同会社の具体的な問題について補充的な定めを行う。

合併企業法等に具体的な規定がない場合は、会社法の一般規定が適用される（会社法218条）。

設立手続

具体的な設立手続については、合併企業法实施条例第2章（6条～15条）を中心に、会社登記管理条例及びその他の法令に規定。

(1) プロジェクトの審査確認

外商投資プロジェクト審査確認暫定管理規則（2004年10月9日公布・施行）により、プロジェクトの審査確認制度が導入。

(2) 企業名称の仮登記

合併契約及び定款の審査の前に合併会社の名称の（仮）登記を工商行政管理局に申請（会社登記管理条例17条）。

(3) 合併契約書及び定款の締結

合弁契約書及び定款は中国語と外国語を併用でき、両者とも同等の効力を有する（合弁企業法実施条例 7 条 2 項）。

合弁契約書及び定款は審査認可機関の認可により効力を生じる（同条例 14 条）。

(4) 設立の認可

合弁会社の設立にはすべて審査認可機関の認可を要する（合弁企業法 3 条、同実施条例 6 条及び 7 条）。

(5) 設立登記と営業許可証の交付

認可証書が交付されてから 1 か月以内に工商行政管理局において設立登記を行い、設立された後に営業許可証が交付される。

営業許可証の交付された日が合弁会社の成立日（合弁企業法実施条例 9 条）。

出資

(1) 登録資本と投資総額

① 登録資本：

合弁会社が設立の際に登記管理機関（工商行政管理局）に登録した資本金総額。

各出資当事者が引き受けた出資金額の総和に相当する（合弁企業法実施条例 18 条）。

② 投資総額：

合弁契約及び定款において定める生産規模に従って投下する必要のある基本建設資金及び生産・運転資金の総和（合弁企業法実施条例 17 条）。

登録資本金と借入金の合計額を意味する。

登録資本金の最低限度額は、投資総額の金額に応じて割合及び最低金額の形で規定される（中外合弁企業の登録資本と投資総額の比率に関する暫定規定）。

(2) 出資割合

合弁会社の登録資本金のうち、外国側出資当事者の投資比率は通常 25%を下回らないものとする（合弁企業法 4 条）。

審査認可を得れば外資比率が 25%未満でも可能だが、その合、認可証書や営業許可証に「外資比率 25%未満」という文言が記載され、外商投資企業としての優遇税制を享受できない（外商投資企業の審査認可、投資、外貨及び徴税の管理強化に関する問題についての通知 2003 年 1 月 1 日施行）。

(3) 現物出資

現物出資の可能性：

合弁会社に対する出資は、金銭（外国側出資者の場合は外貨）によるほか、いわゆる現物出資の方式によることも認められている（合弁企業法 5 条、合弁企業法実施条例 22 条等）。

従来現物出資の割合は登録資本金の 20%までだったが（旧会社法 24 条）、現在は 70%まで可能（会社法 27 条 3 項）。

認可：

外国側出資当事者による現物出資については審査認可機関の認可が必要（合弁企業法実施条例 27 条）。

出資対象：

建物、機械設備等の物資、土地使用权、工業所有権、ノウハウ等が予定（合弁企業法実施条例 22 条）。

信用、役務は出資できない（会社登記管理条例 14 条 2 項）。

リース物件は現物出資の対象とならない（リース設備を中外合弁企業の登録資本に含めることができるか否かに関する通知）。

当該当事者が所有権を有し（有効な証明書による証明も求められている）、また担保に付されていないことが必要。他人の財産による出資は禁止。

（中外合弁企業の各当事者の出資に関する若干の規定 2 条及び 3 条）。

資産評価：

土地使用权以外の資産・権利については、各合弁当事者の協議による決定または双方当事者の同意する第三者機関による評価という方法が認められている（合弁企業法実施条例 22 条）。

b u t

実際には、外国側出資当事者が出資する機械設備等の物資については輸出入商品検査局設立の財産鑑定機構による評価が求められている（「外国企業の投資財産鑑定管理規定」及び「外商投資企業の審査認可及び登記管理のさらなる強化にかかわる関連問題に関する通知」3 条）

土地使用权については、基本的に国有資産管理局から資格を得ている国内の評価機関または同局の同意を得た海外の資産評価機関による評価が必要とされ（国有資産評価管理規則）、さらには評価報告書の提出も求められている（外商投資企業の審査認可及び登記管理のさらなる強化に係わる関連問題に関する通知 2 条）。

土地使用权の評価額は、一般論として同種の土地使用权の取得に支払う使用料と同等とすべきとされる（合弁企業法実施条例 45 条）。

(4) 出資金の払込

出資金の払込(合弁企業法実施条例 28 条)は、合弁契約書で出資割合とともに払込期限を明記し、これに従って払い込む(合弁企業の各当事者の出資に関する若干の規定 4 条)。

出資金の払込があった後、中国の公認会計士がこれを検査して出資検査報告書を発行し、合弁会社はこれに基づいて出資証明書を出資者に交付(合弁企業法実施条例 29 条)。

出資払込を期限どおりに履行しない場合、営業許可証が取消される(中外合弁企業の各当事者の出資に関する若干の規定 5 条、6 条)。

組織

組織機構の内容は、主として合弁企業法 6 条及び合弁企業法実施条例 30 条～39 条に規定。これらに規定がない場合は、会社法が一般法として適用(会社法 218 条)。

2006 年 4 月 24 日の「外商投資会社の審査認可及び登記管理における法律適用の若干問題に関する実施意見」(国家工商行政管理総局、商務部等が公布。)

2006 年 9 月公布の「実施意見の重要事項についての解説」(国家工商行政管理総局が公布。)

(1) 董事会及び董事

董事会が最高意思決定機関(合弁企業法実施条例 30 条)。

(出資当事者が直接参加する株主総会や社員総会のような機関はない。)

董事会を構成するのが董事。

董事は 3 人以上必要であるが、人数配分は各出資当事者が出資比率を参考にして協議の上定める(合弁企業法実施条例 31 条)。

当事者出資当事者が任命し、任期は 4 年(合弁企業法実施条例 31 条 2 項)。

董事会の定足数は董事の数の 3 分の 2 以上。

委任状による代理出席や代理投票が認められている(合弁企業法実施条例 32 条 2 項)。

議決要件：

定款改正、解散、増減資、合併・分割の各事項については出席董事の全員一致決議が必要(合弁企業法実施条例 33 条)。

その他の事項については規定なし。

⇒合弁契約及び定款において決議要件を過半数と定めることも、3 分の 2 と定めることも、4 分の 3 と定めることも可能。

(2) 董事長及び副董事長

董事長は合弁会社の法定代表(合弁企業法実施条例 34 条)。外国側出資当事者の側からも任命可(合弁企業法 6 条)。

副董事長は、董事長を出していない側の出資当事者が任命(同条)。

人数：

董事長は1名。副董事長は人数制限なし⇒中外合弁当事者が各1人を任命することも可。

選出：

董事長及び副董事長は基本的に各出資当事者が協議して決めることになっているが、董事会の選挙による選出という方法も可（同条）。

(3) 経営管理機構（総経理等）

日常の経営管理機関を設置することになっており、その責任者が総経理。

総経理は1人（合弁企業法実施条例 35 条）。

総経理は董事会の決議を執行し、日常の経営管理を行う。

董事会から授権された範囲で対外的に合弁会社を代表し、対内的に人事権を有する（合弁企業法実施条例 36 条）。

副総経理は、総経理を補佐する。何人でもよい（合弁企業法実施条例 35 条）。

会社の重要問題について総経理は副総経理と協議しなければならない（合弁企業法実施条例 37 条 3 項）。

董事会が総経理と副総経理を指名（同条 1 項）。総経理と副総経理は出資当事者がそれぞれ分担（合弁企業法 6 条）。外国人が総経理、副総経理になることができる（合弁企業法実施条例 37 条 1 項）。

総経理と副総経理は正副董事長、董事が兼任可（同条 2 項）。

合弁会社の総経理及び副総経理に対し、他の経済組織の正副総経理との兼務ないし他の経済組織による商業的競争への参与が禁止（競業避止義務、職務専念義務）（同条 4 項）。

「他の経済組織」には、国外の企業も含まれる（中外合弁企業の設定・経営過程における関係法律問題についての通知 2 項）。

総経理、副総経理に不正行為や職務怠慢行為があった場合、董事会が解任できる（合弁企業法実施条例 38 条）。

(4) 監査役会または監査役

監査役制度の設置が必要（重要事項解説）。

出資者が多数の場合は監査役会（3人以上監査役で構成）が必要になるが、出資者が少数の場合は1人または2人の監査役で足りる（会社法 52 条）。

利益配当

合弁企業法 4 条 3 項及び 8 条並びに合弁企業法実施条例 76 条に規定。

粗利益から、いわゆる三項基金（①予備基金、②従業員福利基金、③企業発展基金）を董事会の決定した比率に従って計上・控除した後、董事会の決定により、各当事者の出資割合に応じて利益の配当を行う（合弁企業法実施条例 76 条）。

合弁期間

(1) 合弁期間について

合弁期間は、「合弁企業の合弁期間に関する暫定規定」に基づいて執行するとされる（合弁企業実施条例 89 条）。

一般的な奨励類及び許可類の業種（外商ガイドライン）については、合弁契約上、合弁期間を約定することも、審査認可機関の認可を得て約定しないこともできる。

制限類の業種やサービス業など一定の業種については、合弁契約中で合弁期間を定めることが必要とされる（合弁企業の合弁期間に関する暫定規定 2 条～4 条）。

(2) 合弁期間の延長

合弁期間を延長する場合は、出資当事者双方合意の上、期間満了の 6 か月前に認可機関に対して延長申請を行う。（期間満了の 30 日以前の延長申請は受理（商務部の 2004 年 11 月「外商投資企業延長申請に関する問題についての意見」）。）

延長申請には、出資当事者の全員一致の延長同意と董事会における全員一致決議が必要。

合弁出資者間の紛争

まず董事会における協議、双方の協議ないし調停を通じて解決を図るのを原則。

これが功を奏さないときに仲裁ないし裁判による解決に委ねるという方針が規定（合弁企業法 15 条、合弁企業法実施条例 97 条等）。

当事者間に仲裁合意が存在する場合は仲裁によって紛争解決を行う（合弁企業法実施条例 98 条）。

仲裁機関については、合意により、中国の中国国際経済貿易仲裁委員会、あるいはほかの仲裁機関（被申立人の所在地ないし第三国の仲裁機関を含む）とすることができる。

仲裁合意が存在しない場合は、中国の裁判所に訴訟提起する事によって紛争解決を図る。

合弁契約をめぐる紛争には、すべて中国法が適用される（合弁企業法実施条例 12 条）。

トラブル

(1) 董事長と総経理の派遣

一般には、外国側と中国側のバランスをとり、一方が董事長、他方が総経理をそれぞれ派遣。
⇒両当事者の経営主導権に関する紛争のもとになりやすい。

外国側がマジョリティであれば、董事長も総経理も外国側が派遣。
外国側がマイノリティの場合、できるだけ総経理を派遣する権限をとる。
マンパワーの問題で2人派遣が困難⇒董事長と総経理を兼任させることも可能。

(2) 総経理の交代と登記手続

合弁契約の規定（日本側が総経理を推薦できる）に基づき、新たな総経理を送りこもうとしたところ、中国側が反対。この場合、法律上中国側は日本側が推薦する総経理を拒めないができないが、日本側が強制的に総経理を送りこむことは、実務上極めて困難。

総経理は必ず工商行政管理局に登録する必要がある、登録申請の時に、董事会議事録の提出が求められる。マジョリティを有している日本側は、董事の数でも過半数を超えているのが通常で、董事会決議は通る。

b u t

工商行政管理局は、中国側董事が反対している場合、「法律上は総経理の登記は可能だが、合弁会社の経営管理にトラブルが生じていることがうかがわれ、工商行政管理局は日本側にも中国側にも味方することができない」という理由で、事実上、新しい総経理の登録を認めない場合がある。

⇒

合弁契約には日本側が総経理を推薦できると規定しているとしても、当局の要請により、事実上中国側に拒否権があるかのごとく、実務が運用されてしまう危険がある。

日本側は、合弁契約に基づき違反行為の是正を請求。

中国側が是正しない場合、日本側は中国側を訴える（通常は仲裁の申請）。

勝訴判断をもって、工商行政管理局で総経理変更手続を完了してもらう。

b u t

迂遠であり、紛争が顕在化し、合弁会社を継続して円満に経営することが難しくなる。

(3) 外国側派遣の高級管理職の給与

日本から派遣される総経理やその他の高級管理職の給料が高いという中国側の不満。

同じ仕事内容については中国側も日本側も同じ給料にして同職同報酬にすべきという不満。

⇒

高級管理職の給与は董事会が決定すると規定し、給与の決定権者を明確にする。

同職同報酬を原則とするが、派遣元の生活習慣、合弁会社の収益性等を勘案して総合的に董事会で決定するという含みをもたせた表現。

(4) 利益配当

出資比率に応じて配当⇒比率をめぐる問題は生じない。

問題が生じるのは、①利益の確定（何をもって利益とするか）と②配当方針（すぐ配当するか、社内留保するか。）

利益の確定：

合弁契約の中で、利益の確定方法、会計基準を明確にする。

当事者の帳簿閲覧権を明確にし、会計をガラス張りにする。

会計報告に関しては、信頼のおける公認会計士事務所の検査を受けるよう定める。

利益配当の方針：

一定の利益が蓄積されるまでは配当を行わずに長期的な目で見ても合弁会社を育てていくという合弁会社のポリシーがある場合、その旨を、具体的基準をもって合弁契約に記載。

(5) 土地使用権の現物出資

中国における土地使用権は、大きく「払下土地使用権」と「無償割当土地使用権」に分かれるが、後者を現物出資する場合、本来であれば政府の特別の許可が必要。しかし、その手続きをふまず、中国側に言われるまま、無償割当土地使用権による現物出資を求めてしまっているケースが少なくない。

土地使用権については、原則として中国の評価機関により評価を受ける必要があるが、その評価額が、外国企業からみて必ずしも適正でないことがあり、トラブルとなる。

別の資産評価機関に評価を依頼し交渉することが考えられるが、費用等を含めて難しい問題。

現物出資の対象となる土地が「集団土地所有」土地である場合、中国側パートナーとしては、①土地の国有化を経て、払下の手続を行った上で、初めて合弁会社に現物出資できる。

なお、②特別の許可を得れば、集団所有土地のまま合弁会社に現物出資することが可能だが、この場合、合弁会社としては、集団所有土地の使用権を直接に取得することはできない（国土資源部「合弁企業による集団所有土地に関する回答」）。

この場合、集団所有土地の使用権は、農業以外の用途のために譲渡またはリースできない（土地管理法 63 条）⇒合弁会社が解散し清算する場合に、集団所有土地の使用権の評価はゼロになってしまうことになる。

(6) 設備、機械の現物出資

日本側の出資する設備や機械が不当に高いのではないかという主張。

契約を結んで会社を作ったが、本来だったらもっと低い値段であるからその差額分を現金で出資するようにと請求。

合弁会社の外国当事者が機械設備を現物出資する場合も必ず評価機関の評価が必要（外国企業の投資財産鑑定管理規則）。

単に機械を持って行って、鑑定を受けるのであれば、往々にして低い評価しかでない。

⇒こちらの希望する価格を裏付けるような資料（現物を取得したときの価格、中古品だったら何年前にいくらで取得したか、その時の資料、現在の状況、性能レベルの維持、現在市場で再取得しようとした場合どれだけの経費がかかるか、その機械でどれだけの利益を獲得する能力があるか等）を準備して鑑定に出すことが必要。

(7) ノウハウの現物出資

ノウハウの評価の困難性⇒中国側は、日本では誰でも知っているようなノウハウを高く現物出資しているのではないかという不満。

ノウハウの値段は、当事者が合意で価格を決定することもでき、当事者が同意した第三者に評価を依頼することもできる（合弁企業法条例 22 条）。

b u t

当事者が決めたノウハウの評価額を審査認可機関がまた審査する。

技術の特徴、ノウハウの特徴、実用的な価値、何を基準にしてその評価を算定したか、その根拠などが求められる。

(8) 撤退

合弁企業からの撤退を希望する日本企業が増えている。

←

①中国の WTO 加盟により外資単独で進出可能な分野が広がった。

②中国ビジネスについてのノウハウの集積により、もはや合弁企業形態を採用して中国に進出するメリットが減少。

●合弁当事者への持分譲渡：

中国側が解散を望まない場合、日本企業のみでは解散することは困難。また、中国側に持分全てが譲渡されると、外商投資企業に認められる優遇税制のメリットが消滅。

⇒出資持分譲渡交渉は容易でない。

●第三者への持分譲渡：

日本側合弁当事者の持分譲渡提案に対し、中国側合弁当事者が自ら持分を譲り受けることを

拒み、なおかつ第三者への持分譲渡についても同意しない場合、持分譲渡が認可されない可能性。

合弁企業法実施条例第 20 条

1 項：外国側パートナーがその持分を第三者に譲渡する場合、他の合弁当事者の同意を得なければならない、審査認可機関に報告してその認可を受けなければならない。

2 項：他の合弁当事者の優先的買取権を規定。

3 項：第三者に持分を譲渡する条件は、他の合弁当事者に譲渡する条件より有利であってはならない。

4 項：かかる規定に違反した持分譲渡は無効。

会社法 72 条 2 項

有限責任会社について、30 日間の不回答について同意とみなす規定や、第三者への譲渡に同意しなかった株主に持分の買取義務が規定。

この規定が、中外合弁企業にも適用されるか否かは明確ではない。

尚、合弁企業法実施条例 20 条の譲渡に関する規制は、合弁企業に出資している親会社ごと譲渡する際には、形式上適用されない。

⇒

中国に合弁企業を設立するに際し、日本の親会社から直接出資するのではなく、例えば香港等に設立した子会社を通じて出資し、香港等の子会社の持分を譲渡することにより、実質上同条の規制を受けずに持分譲渡を実現。

日本側合弁当事者と合弁企業の間では、技術ライセンス契約、商標使用許諾契約等が提供されている場合も多く、自らが出資していることから、合弁企業に有利な条件が含まれている可能性。⇒それを解消できるのかの問題。

●解散・清算による撤退方法：

合弁企業の解散については、董事会の全会一致事項⇒中国側董事が反対すれば、解散決議は不可。

解散に伴う労働契約の解除及び従業員の処遇の問題。

ブランドイメージの低下などの風評リスク。

デッドロック予防のための合弁契約上の手当て：

① 契約上、例えば、欠損の連続した年数、累積欠損の登録資本金に占める割合、操業困難の期間について客観的数値基準を定める等、具体的な解散事由を詳細に規定する。

② 合弁契約に定める解散事由が発生した場合における董事全員の董事会出席義務、解散決

議賛成義務及びこれらの義務に違反した場合の董事並びに合弁当事者の損害賠償義務を規定。

IV 合作会社

意義と根拠法

外国の企業と日本の企業により共同で設立される企業であるが、利益配当比率を出資比率に拘束されることなく柔軟に定めることができ、外国側パートナーによる利益配当の早期回収等も認められている。

規定：中外合作経営企業法（「合作法」）と中外合作経営企業法実施規則（「実施規則」）。

種類

①法人格がある合作会社と、②法人格のない合作会社の2種類がある。

①法人格を有する合作会社は、合弁会社と同様に有限責任会社（実施細則 14 条）。

②法人格のない合作会社の合作出資者は無限責任を負い（実施細則 50 条）、合作会社の経営により蓄えられた財産は出資者の共有財産となる（実施細則 52 条）。

⇒①を選択するが多い。

組織は、合弁会社とほぼ同様。

収益の分配と投資の回収

合弁会社との違いは、収益の分配。

合作会社においては合作会社の出資者が協議して決めることができる（合作法 21 条、実施細則 43 条）。

外国側出資当事者は中国側出資当事者に比べて早期に投資を回収することができる。

① 外国側出資者の収益分配比率を拡大する方法。

② 税務部門の認可を受けて会社が所得税を納税する前に外国側出資者が投資を回収する方法（合作法 21 条、実施細則 44 条、45 条）。

but いくつかの条件がある。

① 合作期間満了時に、合作会社の固定資産（工場、ホテル、高速道路等）の全部を無償で中国側パートナーに帰属させなければならない。

② 先行回収する投資の範囲内で、外国側出資は合作企業の債務につき連帯責任を負わなければならない。

③ 出資金の払い込みが完了していることや、合作会社の財務状況がよいこと。

（合作経営企業外国合作者投資先行回収審査認定規則 2005 年 9 月施行）

V 独資会社

意義と根拠法

規定：外資独資起業法と外資独資企業法実施細則

外国企業または外国人の出資のみで設立される企業。

有限責任会社であり、外国出資者は単独でも複数でもよい。

有限責任：外国投資者の責任は自ら払いこんだ出資額を限度とする（間接有限責任）。

外資共同出資の場合、外国企業同士のいわゆる JV 契約が締結されるが、中国の審査認定機関による審査認可の対象ではない。（届け出る必要あり。）

独資企業を規律する公的な文書は基本的に定款のみ。

外資単独出資の場合は、「会社法」の1人会社に関する規定が適用。

「実施意見の重要条項についての解説」（2006年9月国家工商行政管理総局が公布。）：

外資単独出資の形式で1人有限会社を設立する場合には、その登録資本最低限度額は、会社法の1人有限会社に関する規定に合致しなければならない。外国の自然人が1人有限会社を設立する場合には、さらに会社法の1人有限会社の対外投資規制に合致しなければならない。

①最低登録資本は10万円を下回ってはならず、②外国の自然人が中国で1人会社を設立する場合、その数に制限はなく、③外国の自然人が設立する1人会社が対外投資をする場合、再度1人会社の形式をとることはできず、④1人有限会社の出資期限についてはその他の有限責任会社と同じく分割納付を実施する、という意味が含まれる。

設立手続

独資会社設立の可能性：

独資会社が設立できるかについては、外商投資ガイドライン及び外商投資リスト（外商投資産業指導目録）に従う。

（サービス分野の多くについては、独資会社の設立が制限されている。）

合弁会社設立との相違：

外国投資者が独資会社の設立申請を提出する前に、管轄権を有する県級以上の人民政府に報告を提出しなければならない。

報告内容は、設立の目的、経営範囲及び規模、製品、使用する技術設備、使用面積、エネルギー及び公共設備に対する要求等（実施細則9条）。

独資会社に対する制限規定：

独資会社はその財産または権益をもって対外的に抵当権を設定するか、またはこれを譲渡する場合、審査認可機関の認可を受け、かつ工商行政管理機関に届け出なければならない（実施細則 23 条）。

規定された期限までに初回出資を払い込まない場合、独資会社認可証書は自動的に効力を失う（実施細則 30 条）。

営業許可証交付日から 30 日以内にその所在地の県級以上の地方人民政府土地管理部門で土地使用手続を行い、土地使用証書の交付を受けなければならない。経営期間中、許可を受けずにその土地使用権を譲渡してはならない（実施細則 35 条）。土地使用年限は、当該独資企業の認可された経営期間と同一（実施細則 40 条）。

輸入する物資及び技術労務の対価は、当該時点国際市場における同種の物資及び技術労務の通常価格を上回ってはならない。輸出する製品の価格は、独資会社が当該時点の国際市場価格を参照して自ら確定するが、合理的な輸出価格を下回ってはならない（実施細則 46 条）。

組織

外資独資企業法及びその実施細則には、独資会社の経営管理組織についてはほとんど規定がなかった。会社法の施行後に公布された実施意見及び重要事項解説により、独資会社の組織は以下のように規定された。

(1) 株主会

外資共同出資の場合には、株主会を置く。

外資単独出資の場合には、株主会は不要。

(2) 董事会

董事会または執行董事を置く。

(3) 監査役会（監事会）

監事会または監事を置く。

(4) 経営管理機構

総経理を置くことができ、董事会が任命・解任する（会社法 50 条）。

メリット・デメリット

中国側出資当事者がいない分経営はスムーズ。

董事会の全員一致決議事項がない

⇒複数の外国投資者が出資する場合でも、定款に規定すれば、筆頭株主がすべての重要事項に関

する決定権を確保することができる。

税引後利益から控除されるべき3つの基金（①予備基金、②従業員奨励及び福利基金、③企業発展基金）のうち、③企業発展基金を控除しなくてよい。（「外資投資企業が新財務会計制度を実施することに関する補充規定」財務部、1993年）

中国で営業を行う場合に中国側出資者なしで行うことが難しい場合もある。

VI 外商投資株式会社

意義と根拠法

1994年に会社法が施行されて以来、外商投資企業の第4の形態として注目されている。

従来の三資企業（合弁、合作、独資）は有限責任会社。

外商投資株式会社は、文字通り株式会社形態。

⇒

株式の発行ないし上場等を通じての資金調達が可能となり、存続期間の定めがないので企業の継続性が制度的に確保されている。

合弁会社よりも「マジョリティによる会社の支配」を確実にすることが可能。

規定：

「外商投資株式会社設立の若干問題に関する暫定規定」（1995年1月10日施行。「外商投資株式会社規定」）：外商投資株式会社に関する総論的規定（1条～4条）のほか、主として新規設立（5条～14条）と組織変更による設立（15条～24条）について規定。

会社の組織、新株発行、社債発行、上場等の点については、株式会社に関する一般法である会社法が適用（外商投資株式会社規定25条）。

また、外商投資企業一般に関する法規等が適用され、これによって規制ないし優遇を受ける（外商投資株式会社規則3条）。

設立要件

(1) 最低登録資本金

最低登録資本金額が3000万元である必要（外商投資会社規定7条）。

（通常の株式会社は500万元）

(2) 外資割合に対する規制

外商投資株式会社の外資割合（特に、外資の割合の下限）については、25%が下限（外商投資株式会社規定2条）。

上限についての規定はない。

b u t

外商投資株式会社は、外国出資者と中国出資者が共同で設立が予定（外商投資株式会社規定 1 条）⇒100%外国からの出資は予定されていない。

外商投資ガイドライン及び投資リストの規制が適用⇒経営内容によっては外資割合に一定の制限がある。

設立

会社法と同様、発起設立と募集設立が認められている（外商投資株式会社規定 5 条）。

① 発起人の資格（外商投資株式会社 6 条）

会社法の要件（発起人 2 人以上で、半数以上の発起人が中国居住。会社法 79 条）に加え、発起設立の場合 1 人以上の外国側出資者が発起人となること。

募集設立の場合 1 人以上の発起人が過去 3 年間連続して利益を計上していたことが要求。

② 認可手続（9 条）

設立認可は、地方と中央の二重審査。

地方レベル（省、自治区、直轄市）の商務部門で審査同意を得た後、中央の商務部で認可を得る。

③ 設立合意書（12 条）

発起人間において法定の内容を含んだ合意書を締結し認可手続に際して提出。

④ 発起人による払込（13 条）

払込期限（認可証書公布の日から 90 日以内）等が定めている。

合併会社等からの組織変更

三資企業からの組織変更も可能（外商投資株式会社規定 17 条、15 条）。

組織

基本的に会社法が適用。

株主総会が董事会の上に設置され最高意思決定機関となる。

監事会（監査役会）が設置される。

外商投資株式会社：

法定の全会一致決議事項はなく、定款で定めない限り、株主総会に出席した株主が保有する議決権の 3 分の 2 以上で決議（会社法 104 条 2 項）。